

令和7・8年度

渡名喜村測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格審査申請書について

1. はじめに

渡名喜村が発注する令和7・8年度の測量及びコンサルタント等業務の入札に参加を希望する者は、以下の要領に基づき申請書を提出してください。

※今年度は郵送のみの受付となっております。

2. 申請要件

次の①から⑧を全て満たしている事。

- ① 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。
(適用が除外されている場合を除く)
- ② 雇用保険に加入していること (適用が除外されている場合を除く)
- ③ 次の各号の一に該当する事実があった後、1年以上を経過していること。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に業務の成果品の品質を粗雑にし、又は粗雑にしたことにより関連する工事若しくは製造等の品質低下を招くなど、不正の行為をした者。
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。
 - オ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- ④ 営業開始後 1 年を経過していること。
- ⑤ 申請する業種区分について、直前 2 年の確定した年間平均実績高（公共事業以外の実績も含む）があること。
- ⑥ 手形交換所による取引停止処分を受けた事実があり、経営状況は著しく不健全であると認められるものでないこと。
- ⑦ 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- ⑧ 沖縄県暴力団排除条例（平成 23 年沖縄県条例第 35 号）第 2 条第 2 項に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3. 一部業務についての申請要件（下記申請希望者は（1）（2）両方の要件を満たすこと）

- ① 測量業務（測量一般、地図の調整、航空測量）を希望する者は測量法第 55 条の 5 の規定による登録を受けること。
- ② 建築関係建設コンサルタント業務中、建築一般を希望する者は、建築士法第 23 条の 3 の規定による登録を受けていること。

- ③ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産鑑定評価に関する法律第24条の登録を受けていること。

4. 留意事項

- ① 技術者名簿に記載する技術者については、役員や事業主を除き標準報酬月額が14万2千円を下回る者は認められません。(県内業者のみ)
- ② 入札参加資格審査申請をした者が次のアからオに該当するときは、資格の登録を行わないこと、または資格の登録を取り消すことがあります。
- ア 入札参加資格審査申請書及びこれらの添付書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかったとき。
- イ 審査の過程若しくは審査終了後、実態調査に応じなかったとき。
- ウ 審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当であると認められたとき。
- エ 審査の過程若しくは審査終了後、労働基準法など入札参加者が当然に遵守すべき法令に違反があることが明らかになったとき。
- オ 審査の過程若しくは審査終了後、警察からの通報等により暴力団関係業者であると認められたとき。
- ③ 入札参加資格の有効期間は、登録の日から令和9年3月31日までです。
- ④ 受付期間終了後の申請書の内容に関する訂正および追加は認めません。申請書の内容について十分確認を行ったうえで申請してください。

5. 業種区分（6区分）

申請に係る業種区分は次の6つとおりです（ ）内は業務内容となっております。

- ① **測量**（測量一般、地図の調整、航空測量）
- ② **建築関係コンサルタント**（建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械設備積算、電気設備積算、調査）
- ③ **土木関係建設コンサルタント**（土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、河川砂防及び海岸・海洋、電力土木、道路、トンネル、施工計画施工設備及び積算、機械、地質、廃棄物、造園、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、都市計画及び地方計画、港湾及び空港、建設環境、水産土木、電気電子）
- ④ **地質調査（地質調査）**
- ⑤ **補償関係コンサルタント**（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業、特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償、不動産鑑定、登記手続等）
- ⑥ **調査業務**（磁気探査、環境関係、その他）

6. 申請の方法

(1) 受付期間

令和7年2月3日（月）～令和7年2月28日（金）※当日消印有効

(2) 申請方法及び郵送先

郵便申請（事前申込不要）

※書留郵便等（一般、簡易、配達記録郵便等）で配達記録が残る方法で郵送してください。

【郵送先】

〒901-3692

沖縄県島尻郡渡名喜村1917番地の3

渡名喜村役場 経済課 土木・建築係

TEL：(098)-989-2066

FAX：(098)-989-2197

（注意事項）

1. 封筒の表面に「令和7年・8年度入札参加申請書（コンサル）」「会社名」を明記してください。
2. 書類の不足・不備等がないよう、よく確認したうえで提出してください。
3. 申請期間中に申請書を提出された場合であっても提出書類等の不備の訂正を期日までに行わなかった場合は、申請書を受理できないこともあります。
4. 訂正がある場合には再提出の期間が必要となりますので早めに提出してください。
5. 書類の受領確認については電話では行いません。申請書（副）に受領印を押印して返却しますので、返信先を記入し切手を貼付けした返却用封筒又はレターパックを同封してください。

※書留郵便（一般、簡易、配達記録郵便等）で配達記録が残る方法で郵送してください。

7. 提出書類

(1) 提出書類は、よく確認のうえ提出してください。

- ① 次の<提出書類一覧>の順に必要な書類を並べて提出してください。
- ② 申請者が「建設コンサルタント登録業者」、「地質調査登録業者」、「補償コンサルタント登録業者」であるときは、No.6～10の書類については、国土交通省登録コンサルタントの現況報告書の写しでよい。
- ③ No.2及び3は、（県外業者はNo.2のみ）申請書（エクセルファイル）から自動的に作成・出力されます。当該書類については、別途作成を行わず、必ずデータ入力の際に出力されたものを提出してください。
- ④ No.3～7（様式1～4）については、沖縄県技術・建設業課ホームページに掲載されている様式をダウンロードして作成してください。

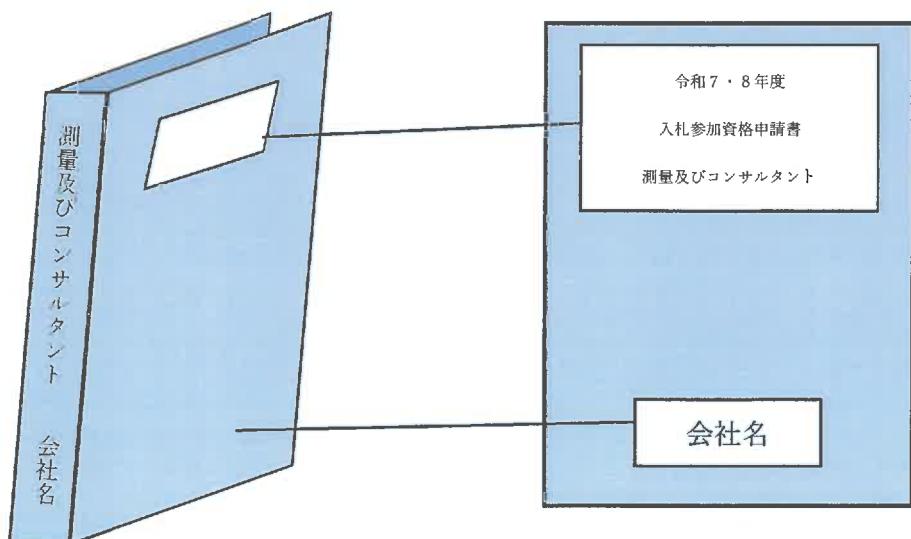
(2) 提出書類一覧表

提出書類No.1 からNo.5 については沖縄県技術・建設業課ホームページに記載の「入力手引書」を参照し、エクセルにより作成してください。

No.	提出書類等	備考
1	業者カード	沖縄県様式 申請書（エクセルファイルから自動出力）
2	技術職員有資格者名簿	沖縄県様式 令和6年12月1日時点で在籍する常勤の技術者が対象 ※標準報酬月額が16万円を下回る者は、技術者として認められません（複数企業での社会保険加入は不可） ※有資格区分コード表の資格で該当するものがあれば、申請業種に照らし可能な限り入力 ※「健康保険、厚生年金保険にかかる標準報酬決定通知書等写し」の名前順に入力してください。
3	様式1：一般競争（指名競争）参加資格申請書 (測量・建設コンサルタント等)	沖縄県様式 押印不要
4	様式2：経営規模等統括表	沖縄県様式
5	様式3：測量等実績調書	沖縄県様式 入札参加を希望する業種毎に作成すること
6	様式4：営業経歴書	創業年月及び創業後の沿革を記入すること。
7	商業登記簿謄本の写し	法人の場合のみ
8	業者（事務所）の登録通知書（又は証明書）の写し	「3.一部業務についての申請要件」の①～③に掲げる業務を希望する場合は必ず提出。それ以外は業者（事務所）登録を行っている場合に提出すること。
9	税務申告の決算書の写し又は財務諸表（様式任意）	直前2年の確定した年間平均実績高があることを確認出来るもの
10	[法人(個人)事業税]の県税納税証明書(直前2期分)	未納税額がないことの証明書（写し可） 県外業者は、沖縄県内に営業所がある場合のみ提出すること
11	国税納税証明書 (法人税又は申告所得税)及び(消費税及び地方消費税)	未納税額がないことの証明書（写し可） 様式その3の2（個人事業者） 様式その3の3（法人事業者）
12	「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員の保有資格の確認書類	「技術職員有資格者名簿」に記載した資格についてのみ添付することとし、それ以外は添

		付しない。
13	「技術職員有資格者名簿」に記載のある技術職員及び「業者カード」で常勤の職員とした職員の健康保険・厚生年金保険に係る標準報酬決定通知書の写し（船員保険も含む）	<p>個人事業者（従業員が4人以下）で適用除外の場合は、「雇用保険被保険者証の写し」及び「賃金台帳の写し」を添付すること（事業主のみ、または家族従業員のみで雇用保険に加入していない場合は「賃金台帳の写し」又は「確定申告書の写し（専従者、給与賃金の氏名欄で確認）」を添付すること。</p> <p>後期高齢者雇用している場合は「後期高齢者医療被保険者証」+「賃金台帳（又は源泉徴収票）の写し」か「確定申告書の専従者・給与賃金の氏名欄の写し」</p> <p>給与額の改定などにより標準報酬決定通知書に記載がない者については、「月額変更届の写し」を添付すること。（ただし証明書類の確認上、改定年月11月以前のものに限る）</p>
14	社会保険料納入確認書又は健康保険・厚生年金保険加入・納入証明書の写し	令和6年9月分（10月末支払分）まで、未納がないことの証明書（写し可）
15	労働保険証明書（労災のみは不可）（写し可）	適用除外業者は提出する必要がありません。県外業者に限り、管轄の年金事務所又は労働基準監督署で証明証を取得できない場合には、直近の領収書（令和6年9月分）の写しでも可とする。
16	営業所一覧表	委任状該当者
17	結果通知書送付用封筒（切手貼付け） 申請書（副）返却用封筒（切手貼付け）又はレターパック	

※A4 フラットファイル（色指定なし）にファイル表と背表面に図のとおり記入し、上記書類を綴じ込んで提出してください。





8. 申請後の変更届

入札参加資格審査申請後下記の事項に変更があった場合は、変更届出書（沖縄県様式）と次に掲げる添付（確認）書類を速やかに提出してください。

変更事項	添付（確認書類）
商号名称	商号登記簿（原本又は写し） (法人業者のみ。個人事業者の場合は添付なし。)
本社の所在地	(同上) ※郵便番号も記載すること
代表者	(同上)
電話番号及びFAX番号	
沖縄（管轄）営業所の名称	
沖縄（管轄）営業所の所在地	該当事項について確認できる書類（写し） ※郵便番号も記載すること
沖縄（管轄）営業所の代表者	
沖縄（管轄）営業所の電話番号	
沖縄（管轄）営業所のFAX番号	
沖縄（管轄）営業所の新設・廃止	該当事項について確認できる書類（写）
沖縄（事務所）登録及び削除	業者（事務所）登録通知（又は証明書）（写）、又は削除通知書（写）
廃業	
受任先の商号及び所在地	新委任状・印鑑証明書
受任先代表者・電話番号	使用印鑑届
技術者の異動	技術職員の資格を証する書類（写し） 健康保険・厚生年金保険の資格取得届・資格喪失届（写）

※経営事項審査は、毎年受けその結果通知書が届いたら速やかに提出（1部）してください（変更資料郵送可）

（4）提出先

〒901-3692

沖縄県島尻郡渡名喜村1917番地の3

渡名喜村役場 経済課 土木建築係

TEL：098-989-2066

FAX：098-989-2197

9. 「技術職員有資格者名簿」の資格の取り扱いについて

届出を行う技術者の資格は、別紙「有資格区分コード表」のとおり登録業者名簿の技術者数欄に掲載される資格のみ記入するようになっています。

提出書類No.1「業者カード」に記入する技術者（保有資格）数、及び提出書類No.2「技術職員有資格者名簿」に記入する技術者の資格については、この「有資格区分コード表」に従って記入してください。また、1人の技術者が、1級及び2級（建築士）、土及び土補（測量士等）のように、等級の異なる同一資格を保有している場合には、実態より過大な評価にならないよう上位の資格のみ記載するものとなっていますので、この点も申請書類の記入に際して留意ください。

なお、「設備設計一級建築士」や「構造設計一級建築士」を記入する場合は、「一級建築士」も申請書類も申請書類に必ずご記入ください。

(別表)

有資格区分コード表(測量及び建設コンサルタント等業務)

業種区分	資格区分	コード	資格名	確認書類	根拠法令等
建築	一級建築士	137	一級建築士	免許証の写し	建築士法
	設備設計一級建築士	078	設備設計一級建築士	建築士証の写し	建築士法
	構造設計一級建築士	079	構造設計一級建築士	建築士証の写し	建築士法
	二級建築士	238	二級建築士	免許証の写し	建築士法
		062	建築設備士	合格証書の写し	建築士法
	その他資格者	064	建築構造士		民間資格
		076	建築積算士(建築積算資格者)	登録証の写し	民間資格
		080	建築コスト管理士		民間資格
測量	測量士	107	測量士	合格証明書又は登録証明書の写し	測量法
	測量士補	208	測量士補		測量法
土木	技術士	701	技術士:機械部門	登録証の写し	技術士法
		702	技術士:船舶・海洋部門		技術士法
		703	技術士:航空・宇宙部門		技術士法
		704	技術士:電気電子部門		技術士法
		705	技術士:化学部門		技術士法
		706	技術士:繊維部門		技術士法
		707	技術士:金属部門		技術士法
		708	技術士:資源工学部門		技術士法
		722	技術士:建設部門(土質及び基礎)		技術士法
		723	技術士:建設部門(鋼構造及びコンクリート)		技術士法
		724	技術士:建設部門(都市及び地方計画)		技術士法
		725	技術士:建設部門(河川、砂防及び海岸・海洋)		技術士法
		726	技術士:建設部門(港湾及び空港)		技術士法
		727	技術士:建設部門(電力土木)		技術士法
		728	技術士:建設部門(道路)		技術士法
		729	技術士:建設部門(鉄道)		技術士法
		730	技術士:建設部門(トンネル)		技術士法
		731	技術士:建設部門(施工計画、施工設備及び積算)		技術士法
		732	技術士:建設部門(建設環境)		技術士法
		710	技術士:上下水道部門		技術士法
		711	技術士:衛生工学部門		技術士法
		712	技術士:農業部門		技術士法
		713	技術士:森林部門		技術士法
		714	技術士:水産部門		技術士法
		715	技術士:経営工学部門		技術士法
		716	技術士:情報工学部門		技術士法
		717	技術士:応用理学部門		技術士法
		718	技術士:生物工学部門		技術士法
		719	技術士:環境部門		技術士法
		720	技術士:原子力・放射線部門		技術士法
		781	技術士:総合技術管理部門(機械)		技術士法
		782	技術士:総合技術管理部門(船舶・海洋)		技術士法
		783	技術士:総合技術管理部門(航空・宇宙)		技術士法
		784	技術士:総合技術管理部門(電気電子)		技術士法
		785	技術士:総合技術管理部門(化学)		技術士法
		786	技術士:総合技術管理部門(繊維)		技術士法
		787	技術士:総合技術管理部門(金属)		技術士法
		788	技術士:総合技術管理部門(資源工学)		技術士法
		789	技術士:総合技術管理部門(建設)		技術士法
		790	技術士:総合技術管理部門(上下水道)		技術士法
		791	技術士:総合技術管理部門(衛生工学)		技術士法
		792	技術士:総合技術管理部門(農業)		技術士法
		793	技術士:総合技術管理部門(林業)		技術士法
		794	技術士:総合技術管理部門(水産)		技術士法
		795	技術士:総合技術管理部門(経営工学)		技術士法
		796	技術士:総合技術管理部門(情報工学)		技術士法
		797	技術士:総合技術管理部門(応用理学)		技術士法
		798	技術士:総合技術管理部門(生物工学)		技術士法
		799	技術士:総合技術管理部門(環境)		技術士法
		800	技術士:総合技術管理部門(原子力・放射線)		技術士法

	751	RCCM:河川、砂防及び海岸・海洋部門		民間資格
	752	RCCM:港湾及び空港部門		民間資格
	753	RCCM:電力土木部門		民間資格
	754	RCCM:道路部門		民間資格
	755	RCCM:鉄道部門		民間資格
	756	RCCM:上水道及び工業用水道部門		民間資格
	757	RCCM:下水道部門		民間資格
	758	RCCM:農業土木部門		民間資格
	759	RCCM:森林土木部門		民間資格
	760	RCCM:水産土木部門		民間資格
	761	RCCM:廃棄物部門		民間資格
	762	RCCM:造園部門		民間資格
	763	RCCM:都市計画及び地方計画部門		民間資格
	764	RCCM:地質部門		民間資格
	765	RCCM:土質及び基礎部門		民間資格
	766	RCCM:鋼構造物及びコンクリート部門		民間資格
	767	RCCM:トンネル部門		民間資格
	768	RCCM:施工計画、施工設備及び積算部門		民間資格
	769	RCCM:建設環境部門		民間資格
	770	RCCM:機械部門		民間資格
	771	RCCM:電気電子部門		民間資格
	772	RCCM:建設情報部門		民間資格
一級土木施工管理技士	113	一級土木施工管理技士		建設業法
二級土木施工管理技士	214	二級土木施工管理技士(土木)		建設業法
	215	二級土木施工管理技士(鋼構造物塗装)		建設業法
	216	二級土木施工管理技士(薬液注入)		建設業法
その他資格者	061	地すべり防止工事士	登録証の写し	大臣認定
	081	コンクリート診断士		民間資格
	051	土木学会認定技術者(特別上級土木技術者)		民間資格
	052	土木学会認定技術者(上級土木技術者)	認定証の写し	民間資格
	053	土木学会認定技術者(1級土木技術者)		民間資格
	054	土木鋼構造診断士	登録証の写し	民間資格
	127	一級電気工事施工管理技士	合格証明書の写し	建設業法
	228	二級電気工事施工管理技士		建設業法
	155	第一種電気工事士		電気工事士法
	256	第二種電気工事士	免状の写し	電気工事士法
	258	電気主任技術者(第1種～第3種)	資格者証の写し	電気事業法
	268	甲種消防設備士(第四類)	免状の写し	消防法
	269	乙種消防設備士(第四類及び第七類)		消防法
	129	一級管工事施工管理技士	合格証明書の写し	建設業法
	230	二級管工事施工管理技士		建設業法
	168	甲種消防設備士(第四類を除く)		消防法
	169	乙種消防設備士(第四類及び第七類を除く)	免状の写し	消防法
	265	給水装置工事主任技術者		水道法
不動産鑑定士	071	不動産鑑定士	登録証明書の写し	不動産鑑定評価法
	801	補償業務管理士:土地調査部門		民間資格
	802	補償業務管理士:土地評価部門		民間資格
	803	補償業務管理士:物件部門		民間資格
	804	補償業務管理士:機械工作物部門		民間資格
	805	補償業務管理士:営業補償・特殊補償部門		民間資格
	806	補償業務管理士:事業損失部門		民間資格
	807	補償業務管理士:補償関連部門		民間資格
	808	補償業務管理士:総合補償部門		民間資格
土地区画整理士	073	土地区画整理士	合格証明書の写し	土地区画整理法
土地家屋調査士	082	土地家屋調査士	登録証の写し	土地家屋調査士法
公共用地取得実務経験者	099	—	—	—
地質	地質調査技士	074	地質調査技士	大臣認定 登録証の写し
	環境計量士	075	環境計量士	計量法
調査	港湾海洋調査士	077	港湾海洋調査士(危険物探査部門)	認定証の写し 民間資格
	磁気探査技士	072	磁気探査技士	民間資格